

県税の賦課徴収に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）の概要

(1) 評価書名

「県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書」

(2) 評価書の記載内容

I 基本情報（評価書 3 ページ～ 7 ページ）

主な記載項目	概 要
事務の内容	特定個人情報ファイルを使用して課税事務、減免事務、収納管理事務、収税事務、名寄せ管理事務を実施する。
事務において使用するシステム	税務システム・国税連携システム・住民基本台帳ネットワークシステム・団体内統合宛名システム 他
特定個人情報ファイルを取り扱う理由	県税の公平・公正な課税、事務の効率化及び納税者負担の軽減のため。

II 特定個人情報ファイルの概要（評価書 8 ページ～ 16 ページ）

主な記載項目	概 要
特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲	県税の納税者及び課税調査対象者
特定個人情報ファイルの主な記録項目	個人番号・その他識別情報・4 情報・連絡先・国税関係情報・地方税関係情報
特定個人情報の入手・使用	本人や官公署などから紙や国税連携システム等により特定個人情報を入手し、入手した特定個人情報は、課税事務、減免事務、収税事務、名寄せ管理事務において使用する。
特定個人情報ファイルの取扱いの委託	税務システム維持管理業務及び地方税ポータルセンタの運営管理について委託する。
特定個人情報の保管・消去	特定個人情報の保管場所は、入退出管理や施錠管理を行う。

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（評価書 17 ページ～ 25 ページ）

主な記載項目	概 要
特定個人情報の入手	番号法、地方税法等で定められた範囲内で入手し、入手時は法令に基づき本人確認や個人番号の真正性確認を行う。

特定個人情報の使用	税務システムでは利用者の限定、アクセス権限の設定、操作記録の保存等の措置を講じる。
特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託先の個人情報の取扱いについて、契約書に個人情報取扱特記事項を明記し、随時職員による確認を行う。
特定個人情報の保管・消去	保管場所における入退室管理などの物理的対策及びウイルス対策ソフトウェアの導入などの技術的対策を実施する。

IV その他のリスク対策（評価書26 ページ）

主な記載項目	概 要
自己点検・監査	事務の運用実態やリスク対策が評価書の記載内容どおり実施されているか等、自己点検及び監査により確認する。

V 開示請求、問合せ（評価書27 ページ）

主な記載項目	概 要
問合せ先	三重県総務部税務企画課 電算班

VI 評価実施手続き（評価書28 ページ）

主な記載項目	概 要
しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。